

議案第17号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

## 諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会  
教育長 山本 仁志

## 記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

けんぼんちゃくしよくふどうみょうおうぞう  
**保護文化財 「絹本着色不動明王像」 (智頭町)**

智頭町にある豊乗寺が所有しており、智頭町保護文化財に指定されている。現在、県立博物館に寄託されている。

不動明王は、大日如来を忿怒の姿に変えたものとされ、その利益効能が絶大であることから多くの信仰を集めた。本像は、岩坐に立つ不動三尊を描いたものであり、不動明王を中心に、その両脇にこんがら矜羯羅童子、せいたか制多迦童子の二童子を配置する。

不動明王は、右手に剣を持ち、左手を垂らした状態で索を握り、全身を炎で覆う。岩坐に立ち、左腕を垂下する図像は、平安末期から鎌倉時代に流行した図像の一例とみなされる。制作年代は絵絹の状態や、金泥を使用する点、作風等から鎌倉時代後半から南北朝期（14世紀）のものと考えられる。

なお、本作品には修復の履歴が残っており、軸書きや箱書きに元文四年（1739）に修復されたことが記されており、遅くとも江戸時代には当寺に伝わっていたものと考えられる。



2 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

けんぼんちゃくしよくあいぜんみょうおうぞう  
保護文化財 「絹本着色愛染明王像」(智頭町)

智頭町にある豊乗寺が所有しており、智頭町保護文化財に指定されている。現在、県立博物館に寄託されている。

愛染明王は平安時代後半から信仰が高まった密教の忿怒尊であり、災害を取り除く息災、幸福を増増する増益、平和を祈る敬愛、怨敵を取り除く調伏、自分の愛するものを召し集める鉤召を備えているとされ、多くの信仰を集めた。

本像は、宝瓶上の蓮華座に坐る一面三目六臂の愛染明王を表しており、頭上に獅子冠を載せ、身体は赤く表現される。制作年代は絵絹の状態や作風等から鎌倉時代後半から南北朝期(14世紀)のものと考えられる。

なお、本作品にも修復の履歴が残っており、軸書きに元文四年(1739)に修復されたことが記されており、遅くとも江戸時代には当寺に伝わっていたものと考えられる。



3 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

けんぼんちやくしよくしゃかさんぞんじゅうらせつによず  
保護文化財 「絹本着色釈迦三尊十羅刹女図」(智頭町)

智頭町にある豊乗寺が所有しており、智頭町保護文化財に指定されている。現在、県立博物館に寄託されている。

画面上部中央に釈迦三尊(釈迦如来、文殊菩薩、普賢菩薩)が配され、その両側に四天王(持国天、増長天、広目天、毘沙門天)、それらの下方に唐装の十羅刹女が描かれる。十羅刹女は、法華経を広める人を守護するものと説かれている。彩色には截金きりがねが用いられており、平安時代にみられる古様な技法が使われている。

制作年代は絵絹が粗いことや作風等から判断すると、室町時代(15世紀)のものと考えられる。

なお、本作品にも修復の履歴が残っており、軸裏に天明五年(1785)に修復された旨が記されており、遅くとも江戸時代には当寺に伝わっていたものと考えられる。



4 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

保護文化財 「桂見2号墳出土遺物」(鳥取市)

鳥取市桂見に所在する桂見2号墳から出土した考古資料である。桂見2号墳は丘陵上に立地する一辺約28mの方墳であり、墳丘の頂部で組合せ式箱形木棺直葬と考えられる埋葬施設が確認されている。埋葬施設からは、副葬品として中国製の青銅鏡2面の他、鉄製の刀、刀子、鎌、<sup>やりがんな</sup>鉋、針が出土している。また、墳丘の頂部からは壺、甕、高坏、器台等の土器片の他、石杵と考えられる石器が出土した。

青銅鏡は内行花文鏡、<sup>ないこうかもんきょう</sup>「上方作」<sup>しょうほうさく</sup>の銘を持つ斜縁獣帯鏡<sup>しゃえんじゅうたいきょう</sup>各1面である。いずれも破砕された状態で出土したがほぼ完形に復元され、山陰地方における完形の中国鏡流入の最古例となる。石杵は水銀朱が付着しており、遺体に撒かれた朱を磨り潰す際に使われたものと考えられる。土器は古墳時代前期初頭に位置づけられ、これらが埋葬施設の直上で出土していることから、飲食を伴う葬送儀礼が墳丘の頂部で行われたと考えられる。

これらの出土品は、弥生時代から古墳時代への移行期における葬送儀礼のあり方を具体的に示すとともに、伝統的な墓制に古墳時代的な要素が加わった最初期の様相を示す例であり、山陰地方における古墳の出現過程を知ることができる資料である。



斜縁獣帯鏡



内行花文鏡

- 5 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

しせきおおみどうはいじあとしゅつどいぶつ

**保護文化財 「史跡大御堂廃寺跡出土遺物」 (倉吉市)**

倉吉市駄経寺町字大御堂他に所在する、国史跡大御堂廃寺跡から出土した考古資料である。瓦類や塔心礎等の出土によって古くから古代寺院の存在は知られていたが、近年中心部(寺域)の調査が進み、白鳳寺院としての様相が明らかとなっている。寺の創建は、出土軒瓦等から山陰地方最古となる7世紀中頃と考えられる。

出土遺物は、18種におよぶ軒丸瓦や3種の鬼瓦に代表される大量の瓦類に加え、埴仏・塑像・銅製獣頭・銅製匙(佐波理匙)・石製菩薩立像・仏具の鑄型等の仏教遺物や、木製祭祀具および漆器等多岐にわたる。また墨書土器からは、寺の名が郡名と同じ「久米寺」であったことが推定される。大御堂廃寺跡出土遺物は、本寺院が国家仏教政策の山陰を代表する拠点寺院であったことを想起させ、地方における仏教受容期の様相を具体的に知ることができる資料である。



銅製獣頭



銅製匙 (佐波理匙)

## 鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日

鳥取県条例第 50 号

### 第 2 章 県指定保護文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

### 第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）